

令和8年9月4日

〔資料提供先〕

福山市政記者クラブ
府中市役所記者クラブ

芦田川における違法工作物の設置者を検索

～福山西警察署へ届け出、現地共同確認を実施。情報提供を呼びかけます～

福山河川国道事務所（芦田川出張所）は、福山市郷分町地先の芦田川（久松床固）において、無断で設置された違法コンクリート工作物について、福山西警察署へ届出を行い、共同による現地確認を実施しました。

本日より、現地への警告看板設置（別紙1）およびHP・SNSでの広報（別紙2）を通じて、情報提供の呼びかけと行為者への名乗り出の催告を行います。

1. 事案の経緯

【事案の経緯】

令和7年7月28日：関係者からの連絡により事務所が事案を認知。

令和7年8月1日：現地確認（久松床固）。以降、継続して監視。

令和8年3月2日：現地に申し出を求める指導立看板を設置。

令和8年5月11日：事務所公式SNS（X）にて設置者検索の広報を開始。

令和8年9月1日：連絡がないため、福山西警察署へ届出、現地共同確認を実施。

2. 皆様へのお願い（情報提供および名乗り出の催告）

不法占用による河川環境の悪化や事故の発生を防ぐため、当該工作物に関する情報提供にご協力をお願いします。

設置時の状況や設置当時の様子など、どのような小さなことでも結構ですので、お気付きの点がございましたら下記連絡先（芦田川出張所）までお知らせください。

【問い合わせ・情報提供先】

福山河川国道事務所 芦田川出張所（TEL 084-923-8478）

3. 設置者（行為者）への呼びかけ

速やかに名乗り出て自費撤去するか、撤去費用を全額負担してください。

なお、河川管理上支障を来すおそれがあるため、事前の連絡なく無断で本工作物の撤去・移動を行うことは認められません。必ず作業前に届け出てください。

〈お問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 末永 敦 （すえなが あつし）

占用調整課長 花田 文範 （はなだ ふみのり）

TEL (084) 923 - 2511 (占用調整課直通)

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

河川法違反

違法工作物設置者を捜索中
国土交通省 芦田川出張所
または
福山西警察署 まで
速やかに名乗り出よ

- ◆設置者は、名乗り出て自費撤去するか、撤去費用を全額負担すること。
- ◆名乗り出ない場合は、行政が強制撤去し費用を請求する。



国土交通省 福山河川国道事務所 芦田川出張所

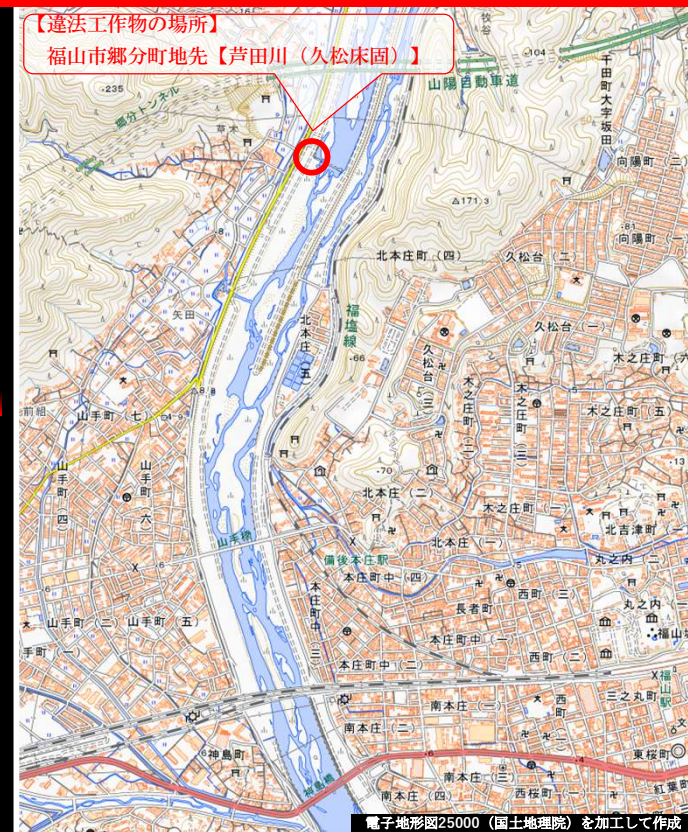
TEL: 084-923-8478

設置日：令和8年9月3日

⚠️ 河川法違反

**福山市郷分地先(久松床固)
芦田川出張所 または
福山西警察署 へ速やかに名乗り出よ**

- ◆設置者は、名乗り出て自費撤去するか、撤去費用を全額負担すること。
- ◆名乗り出ない場合は、行政が強制撤去し費用を請求する。



地域のみなさま・河川利用者のみなさまへ
河川内の不法占用や違法工作物に関する情報提供のお願い

違法に設置される工作物や不法占用による河川環境の悪化、事故の発生を防ぐため、当該工作物に関する情報提供にご協力をお願いします。
利用状況や設置時の様子など、お気づきの点がございましたら、どのような小さなことでも結構ですので、下記までお知らせください。

※福山西警察署と連携して設置者を捜索しています。

※本行為は、河川法第26条第1項及び同法施行令第16条の4の規定に違反しており、同法第102条第二号に基づき、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科される対象となります。



国土交通省 福山河川国道事務所 芦田川出張所

TEL: 084-923-8478